

第8章

西アフリカ・フランゾーン体制の動揺

はじめに

旧仏領アフリカ諸国を主な構成メンバーとするフランゾーンでは、過去40年以上にわたって、フランスフランを基軸通貨とする一種の固定平価制を維持してきた。その歴史を振り返ってみると、1980年代中頃までは、CFAフランとハードカレンシーであるフランスフランとの間での自由交換性が保証されてきたことが、メンバー諸国に対し、域外アフリカ諸国との比較で一定の経済的安定効果（とりわけインフレ抑制効果）をもたらしたことは否定できない。しかしながら、1980年代後半に入ると、フランゾーンの経済パフォーマンスは、域外諸国のそれに比べても見劣りするようになってきており、これと並行してCFAフランとフランスフランの交換レートの水準自体の妥当性についても疑義が深まった。さらに、1990年代に入って、マーストリヒト合意を契機にEC通貨統合の動きが進展をみせたことも、フランゾーンの将来に対し大きな問題を投げかけることになった。フランゾーンの基軸通貨であるフランスフランに関し、これが、将来EU共通通貨によって代替される可能性が見込まれる状況となった。

かかる情勢下、フランゾーン諸国は、1994年1月12日、制度創設以来40年以上にわたって維持してきたCFAフランの対フランスフラン為替レートに

つき、初めて大幅な調整に踏み切った。本章では、こうしたフランゾーン体制の現状と課題について、その中核を構成する CFAフラン圏を中心に論ずる。

第1節 CFAフラン圏の仕組、機能等

1. CFAフラン圏とフランゾーン

CFAフラン圏は、いわゆるフランゾーン (la Zone Franc) のなかに入る。フランゾーンという場合、現在、その範囲は以下を指す (表1, 2参照)。

- A フランス、モナコ、およびフランス海外領土
- B 西アフリカ通貨同盟 (L'Union monétaire ouest-africaine: UMOA, 1962年5月成立) 加盟国 (以下, UMOA 圏)
- C 中部アフリカ諸国銀行 (Banque des Etats de l'Afrique centrale, 以下, BEAC) を共通の中央銀行として擁する諸国 (以下, BEAC 圏)
- D 1975年に独立したインド洋上の島嶼国コモロ

上記のうち、共通通貨としてのCFAフランが用いられているのはB, Cの諸国においてである。B, Cでは、相互に異なる意匠のCFAフラン通貨が使用されており、それぞれの地域でのみ通用するが、その対フランスフラン交換レートに関しては、いずれも、1フランスフラン=100CFAフランに設定されていて、互いに等価であり、また両者の交換も原則として自由である。以下では、便宜的に、CFAフラン圏という場合には、単独で通貨を使用しているDのコモロを除き、BとCの旧フランス領諸国を中心とするサハラ以南アフリカ13カ国 (図1) のことを指す。

まず、BのUMOA 圏は、コートジボアール、ベナン、ブルキナファソ、セネガル、ニジェール、マリ、トーゴの7カ国であり、これら諸国は、共通の中央銀行として、西アフリカ諸国中央銀行 (Banque centrale des Etats de

表1 フランゾーン諸国の概要

国名	面積 (1000km ²)	人口(1000人)	GDP(100万ドル)		1人当りGNP
		1992年	1965年	1990年	(1990年USドル)
ベナン	116	4,600	220	1,810	360
ブルキナファソ	274	9,020	350	3,060	330
コートジボアール	322	12,200	760	7,610	750
マリ	1,240	8,500	260	2,450	270
ニジェール	1,267	7,700	670	2,520	310
セネガル	197	7,500	810	5,840	710
トーゴ	57	3,600	190	1,620	410
カメルーン	475	12,100	810	11,130	960
中央アフリカ	620	3,100	140	1,220	390
コンゴ	342	2,340	200	2,870	1,010
ガボン	268	1,200	230	4,720	3,330
赤道ギニア	28	420	—	150	330
チャド	1,284	5,800	290	1,100	190
コモロ	2	475	—	—	480
フランス	551	56,750	99,300	1,190,780	19,490

(出所) World Bank [1993], pp.218, 219, 222, 223, 285/Le Secrétariat du Comité Monétaire de la Zone Franc [1991], p.43.

l'Afrique de l'Ouest, 1959年設立, 以下, BCEAO) を擁している。また, Cの BEAC 圏は, ガボン, カメルーン, チャド, 中央アフリカ共和国, コンゴの旧フランス領諸国に, 旧スペイン領の赤道ギニアを加えた6カ国である。BEAC 圏の場合には, UMOA 圏のように通貨同盟の形式をとっておらず, BEAC 諸国同士間, および BEAC 諸国とフランスとの間で, 個別に, あるいは数カ国一体でフランスと通貨協力協定を結び, 実質的には UMOA 圏と類似した通貨圏を形成している。

したがって, いずれの通貨圏においても, 上記固定レートでフランスフラ

表2 フランゾーンの範囲, 発券機関および通貨

国名	通貨発行機関	使用通貨	対フランスフランレート
フランス・モナコ	フランス銀行	フランスフラン	—
海外県 グアドループ, ギヤヌ, マルティ ニック, レユニオン, サンピエール・ミク ロン	海外県発券局	フランスフラン	—
海外領土 ニューカレドニア, ポリネシア, ワリス・フトナ	海外領土発券局	CFPフラン ¹⁾	1CFPフラン= 0.055フランスフラン
特別地域 マヨット	海外県発券局		フランスフラン
ベナン, コートジボアール, ブルキナファソ, ニジェール, セネガル, トーゴ, マリ	西アフリカ諸国 中央銀行	CFAフラン ²⁾	1CFAフラン= 0.01フランスフラン ⁴⁾
カメルーン, 中央アフリカ, コンゴ, ガボン, チャド, 赤道ギニア	中部アフリカ 諸国銀行	CFAフラン ³⁾	1CFAフラン= 0.01フランスフラン ⁴⁾
コモロ	コモロ中央銀行	コモロフラン	1コモロフラン= 0.013フランスフラン ⁴⁾

(出所) Gérardin[1989], p. 20.

(注) 1) CFPフラン: Franc des Colonies françaises du Pacifique

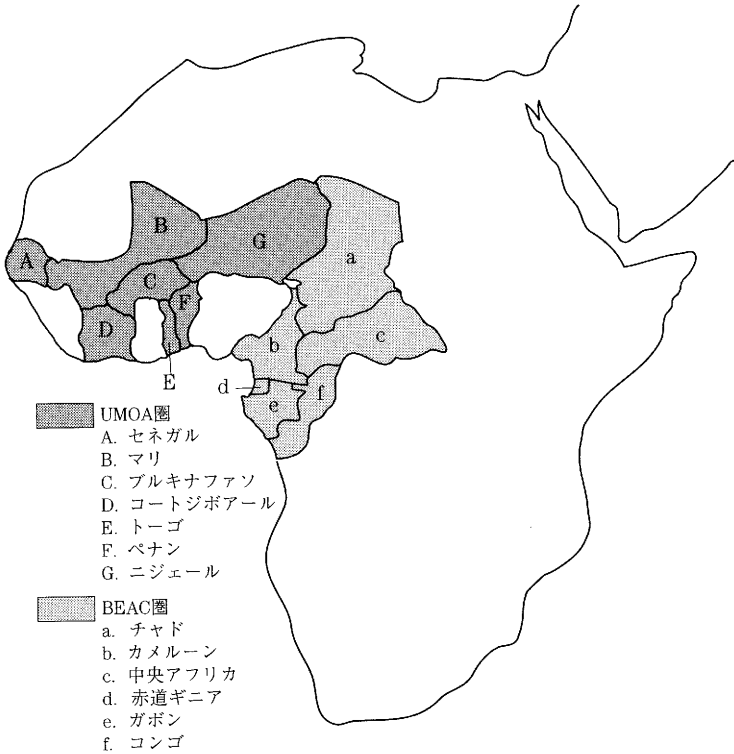
2) CFAフラン: Franc de la Communauté financière africaine

3) CFAフラン: Franc de la Coopération financière en Afrique centrale

4) 94年1月12日にCFAフラン圏13カ国50%, コモロについては25%切り下げられたので対フランスフランレートを修正

ンへ交換可能なCFAフランが通用しており, このため, BEAC圏を「中央アフリカ通貨協力同盟」と称する場合もある。実際上の両圏の差はあまりなく, 例えば, UMOA圏では各国共通券面のCFAフラン紙幣が使われている

図1 フランゾーン圏とその構成メンバー



(出所) 筆者作成。

のに対して、BEAC圏では各国で使用されている紙幣の券面が、国ごとに異なっているといった程度のものである。BEAC圏の場合、こうした紙幣券面の相違により、CFAフラン紙幣の流通性に関し、特別の制限が加えられているわけではない。

2. 基本運営原則

CFAフラン圏は、単一通貨圏として、以下の基本運営原則のもとに機能している。

- A フランスフランと CFAフラン間の固定レート（1 フランスフラン＝50CFAフラン、ただし、1994年1月に100 CFAフランに切下げ）による自由交換性と、フランス政府によるその保証
- B 域内資本移動の自由と、域外に対する共通為替管理政策の適用
- C メンバー諸国の外貨準備のフランス大蔵省への集中預入れと一括運用委託（外貨準備の共同プール方式）

上記は、CFAフラン圏を通貨圏とみなした場合の運営原則であるが、同ゾーン内では、財、労働の移動も自由であるため、これをひとつの経済圏としてみることもできる。すなわち、そこには現在欧州諸国が模索しているような、一種の共同市場が形成されている。ちなみに、現在、CFAフラン圏の域内で相対的に豊かな国には、域内他国から相当数の出稼ぎ労働者が流入している（例えば、コートジボアールの場合、総人口の2割以上が外国人労働者）のが実状で、域内での労働移動の自由は現実のものとなっている。

さて、以下、上記A～Cのそれぞれについて、若干解説する。

Aは、CFAフランからフランスフランへの、あるいはこの逆方向への交換は、手数料なしで自由に行われることを意味する。すなわち、金融機関が顧客に対しレクウォートする為替売買レートに相当するものが、CFAフラン圏には存在しない。したがって、金融機関サイドに、両通貨の交換取引にかかる為替売買差益（損）は発生しない。経済的には、その分、域内での経済取引コストが節約されるということになる。CFAフランの対フランスフラン交換レートが完全に固定されているということは、メンバー諸国の立場からみると、為替政策が経済政策手段としては所与のもので、裁量を加える余地がないということの意味する。これはまた、その分、国内金融・財政政策への依存度合いが結果として高まるということでもある。

ただし、CFAフランの対フランスフランレートが固定されているといっても、米ドル、独マルク、日本円等の域外通貨に対しては、フランスフランを通じて、実質的にフロートしていることに注意する必要がある。換言すると、CFAフラン圏の対外輸出競争力は、フランス経済のファンダメンタルズの展

開如何によって大きく左右される可能性があったということである。事実、フランスフランは1945～80年代前半の間を通してみると、米ドルに対し、約8割ほど切下げられた結果となっているため、制度上CFAフランもこれに追隨して切下げられてきている。この切下げは、その分、域内輸出産業の対外競争力の強化・維持にプラスに作用してきていると考えられよう。なお、CFAフラン圏では、現行固定レートの変更については全加盟メンバーの承諾が必要とされている。

また、CFAフランと、フランスフラン間の自由交換性に関しては、フランス政府がこれを保証するかたちとなっている。具体的な保証の仕組としては、フランス政府は、BCEAOが自行名義でフランス国庫に設定している預金口座（下記Cの操作勘定）の残高がマイナスになった場合、BCEAOに対し所要の信用供与を行うことを保証しており、メンバー諸国が対外支払いに必要なフランスフランの入手を可能にしている。これにより、CFAフランの自由交換性の維持・確保が図られているわけである。

Bは、文字どおり、域内資本移動の自由を保証したものであり、この前提として、もちろん、CFAフランは、域内では無制限に通用することになっている。域内資本移動の自由といっても、実際には、フランスの対アフリカ直接投資に関連する部分の占めるウェイトが高いので、フランスの立場からは、自国資本が域内で自由に動けるメリットがもたらされるということになる。また、CFAフラン圏諸国と、域外諸国間の資本の流出入等にかかる為替管理規制については、各国が共通のルールでこれにあたるということである。

Cは、メンバー諸国の保有外貨準備が、BCEAO、ないしBEACを通じてフランス国庫の操作勘定（Compte d'opération）に預託、一括集中管理されることを意味する。かつては、各国の手持ち外貨は、すべてこの「操作勘定」への預託が義務づけられていたが、UMOAの場合、トップ人事のアフリカ人化等一連の改革が行われた1973年以降は、この比率は外貨準備保有総額の65%にまで軽減されている（BEACの場合も、当初80%に変更された後、UMOAと同率の65%にまで軽減された）。同勘定残高は、UMOA諸国全体としてプラ

スに維持することが期待されており、事実、1980年代中頃までは、マイナスの残高となったケースは稀であった。また、マイナスの残高となった場合には、利用金額により累進的に割高となるような借入金利率が設定されている⁽¹⁾。全体としてプラスの残高を保つということは、域内の一部の国の外貨準備が実質的にマイナスであっても、他の諸国のそれが、これをカバーしうる程度にプラスであればよいということである。

3. 最近の運営の実態——交換性制限の動き

以上は、あくまでも建前としてのCFAフラン圏の基本運営原則であって、実際には、今回の切下げ(1994年1月)に至る過程で、以下にみるように次第に制限的に運用されてきていた。特に、近年CFAフランの交換性制限の度合いが一段と強まってきた。ちなみに、交換レートについては、従来は50CFAフランが、そのままストレートに1フランスフランに交換されていたものが、最近では銀行が交換の際に若干のコミッションを徴求するケースが目立ってきていたことが交換性制限の表れとしてあげられている。また、CFAフランとフランスフランの交換自体も相当制限されてきており、1993年8月以降、アフリカのCFAフラン圏領域外(例えばパリ)に持ち出されたCFAフラン通貨をフランスフランに交換することはできなくなっていた⁽²⁾。このほか、コートジボアールの事例(1993年12月)では、海外旅行者のCFAフランのフランスフランへの交換許容額も、1000フランスフランまでに制限された。

こうした問題は、最近フランスが、フランゾーンからのアフリカ人の入国に対し、厳しい姿勢で臨んでいることとあいまって、CFAフランの交換性の制限を実質的に、さらに強化する結果となっていた。こうした動きは、域外へ不法に流出したCFAフランが、パリ市場でフランスフランに交換請求されるケースが急増(UMOAの場合には、1990年時点では、CFAフラン流通通貨の約3割に達したとの推定もある)し、その後もこの傾向が強まっていた(92年=88億

フランスフラン相当、93年1～6月=52億フランスフラン相当——フランス海外協力省) ことと無関係ではない。

元来、CFAフランは、域外での使用は予定されていない。これは、フランゾーンが単一通貨圏を形成しているということからも当然のことではあるが、現実にはCFAフランの域外への流出が増加した。こうした流出は、従来であれば、CFAフランが域外を含めた西アフリカ地域において、決済通貨としての機能を果してきているという意味で、その役割を積極的に評価することで済ますこともできた。しかしながら、最近では、これがCFAフランの切下げを見込んだ資本逃避の動きや、不法な国境貿易の増加とも深く関わっているとみられていた。

また、フランス政府はCFAフランの交換性を保証する仕組みとして、操作勘定を通じる地域中銀への信用供与を無制限に行うことになっていたが、実際の運用にあたっては安易な信用供与が行われないように、いくつかのハードルが設けられていた。例えば、A国の外貨準備がマイナスに転じた場合には、その年度の地域中銀のA国政府への融資額は前年度のA国政府の財政収入の20%を超えてはならないことになっている(BCEAO[N.D.])。また、A国は信用供与を要請するにあたっては、自国が他に保有する外貨準備をまず充当したうえでなければならない。さらに、A国は、国際収支の均衡回復のために、金融・財政政策面で強力な引締め策を実施することが要請される。フランス政府は、地域中銀の政策決定について拒否権を有しているほか、メンバー諸国の金融・財政政策立案過程をモニターできることになっており、そこにはフランス政府の裁量が大きく働きうる仕組みができあがっている。なお、外貨準備のプール方式につき、最近では一部の国(コートジボアール、セネガル等)の外貨不足が恒常化し、メンバー諸国間の取扱いの公平という視点から、その運用のあり方を問題視する向きもあったという。

4. CFAフラン圏の機構, 組織

CFAフラン圏を構成する UMOA 圏と BEAC 圏の機構, 組織は相互に類似している。まず, UMOA 圏の場合には, その主な政策決定機構は以下のとおりである (BCEAO[N. D.], pp.91-92)。

- A 国家元首会議 (Conférence des Chefs d'Etats)
- B 閣僚理事会 (Conseil des Ministères)
- C 西アフリカ諸国中央銀行 (BCEAO)

A の国家元首会議は, 1973年の機構改革で設置された UMOA の最高意思決定機関であり, メンバーの新規加盟, 脱退, 除名等の承認, 金融政策方針の決定等を行う。CFAフランとフランスフランの間の為替レートの変更も, このレベルでの全会一致の承認を要する。B の閣僚理事会は, 各国代表 2 名, フランス代表 2 名から構成される。各国代表のうち 1 名は大蔵大臣である。ここでは, 各国ごとのマクロ経済分析に基づいた情勢判断が行われ, これをベースに国ごとの金融政策方針が決定される。また, 同理事会には, BCEAO の業務を管轄する役割も課せられている。C の BCEAO は, UMOA の実施機関であり, メンバー諸国により紙幣および硬貨を発行する権限を認められている。本部はセネガルのダカールに置かれ, 加盟各国に支店 (Agence) がある。その主要な政策決定機構は, (a) 総裁, (b) 理事会, (c) 国家信用委員会から構成される。

(a) の総裁は, 閣僚理事会が任命し, 任期は 6 年である。(b) の理事会は, 各国代表 2 名から構成されており, BCEAO の業務運営方針を決定する。総裁が理事会議長となる。(c) の国家信用委員会は, メンバー諸国の BCEAO 支店内に各国ごとに設置され, 委員長は当該国の大蔵大臣になる。ここでは, 当該国マクロ経済の分析, 見通し作成などが行われ, これに基づいて BCEAO の金融政策方針の策定作業, すなわち, 当該国向け信用供与額, セクター別の融資額決定のための審査等が行われる。すでに触れた地域中銀

(BCEAO) のメンバー諸国政府向け信用供与にかかる上限規制等は、当委員会でウォッチされることになる。

BEAC 圏の場合は、UMOA 圏のように正式に通貨同盟を結んではいないが、法的には6カ国が関税同盟(UDEAC)⁽³⁾に参加する一方で、メンバー諸国間で通貨協力協定⁽⁴⁾を結び、事実上 UMOA 同様の通貨同盟を形成している。

第2節 経済パフォーマンスとその評価

1. 経済パフォーマンス

域内共通通貨の為替レートをフランスフランにリンクさせた CFA フラン圏の通貨体制が、その経済発展プロセスで果たした役割については、必ずしも定まった評価が下されているわけではない。ただ、大勢としていえるのは、域外アフリカ諸国と比べて、CFA フラン圏の経済パフォーマンスは、インフレ率抑制に関しては相対的に良好な実績を示している点であろう。一方、経済成長率に関しては、従来しばしばその相対的優位性が論者により指摘されてきたところであるが、これをデータで裏づけるのは、最近ますます困難になってきているというのが実状である。そこで、表3、4により、CFA フラン圏の経済パフォーマンスを、経済成長率、インフレ率等について域外諸国と比較してみる。

(1) インフレ率の相対的安定

まず、インフレ率(表3)については、CFA フラン圏のパフォーマンスが相対的優位にあることは否定できない。同圏のインフレ率は、サハラ以南アフリカ諸国、低所得グループの平均はもちろんのこと、近年成長著しい東アジア・太平洋諸国のそれをも下回っている。すなわち、インフレ率は、1965～80年の間が年平均で8.0%、80～90年の間が同3.1%と大きく低下を示した

表3 CFAフラン圏の経済パフォーマンス（年平均増加〈上昇〉率）

（％）

	期 間	CFA・F	SSA	L.income	E.Asia&P.	世界平均	(フランス)
1人当りGNP 成長率	1965-90	0.4	0.2	2.9(1.7)	5.3	1.5	(2.4)
インフレ率	1965-80	8.0	11.4	8.0(17.3)	9.3	9.2	(8.4)
	1980-90	3.1	20.0	9.6(15.1)	6.0	14.7	(6.1)
対外債務残高 の対GNP比	1980	46.9	28.5	16.4(33.2)	16.8	—	(—)
	1990	92.4	109.4	41.0(82.6)	26.9	—	(—)

(出所) World Bank[1993], pp. 218,219,264,265より作成。

(注) CFA・F: CFAフラン圏, SSA: サハラ以南アフリカ (Sub Sahara Africa)

L.income: 低所得国グループ, ()内はインド, 中国を除いた数値

E.Asia & P.: 東アジア・太平洋諸国グループ

のに対し、サハラ以南アフリカ諸国平均は、この間同11.4%から20.0%へと逆に上昇している。インフレ率の水準自体も、いずれの期間においても、サハラ以南アフリカ諸国、東アジア・太平洋諸国、フランス、および、世界平均（1980～90年では、それぞれ20%,6.0%,6.1%,14.7%）よりもかなり低位にある。ただし、インフレ率の国別のパフォーマンスにはかなりの幅があり、(World Bank [1993], pp. 218-219), 1980～90年の間では、最高がセネガルの6.7%、最低がガボンのマイナス1.7%となっており、両者の間には、8.4%ポイントもの開きがある。この開きも拡大傾向にあり、1965～80年の間では、最高のガボン（12.8%）と最低のチャド（6.2%）の間の差は6.6%ポイントであった。こうした格差は、後述のCFAフランレートの下切下げ論議に関連し、画一の下切下げ率による手直し案を阻む論拠を提供することになる。

(2) 1980年代中頃から強まる経済停滞色

次に、経済成長率をみると、過去四半世紀の実績（世銀データ、1人当り実質GNP年間平均増加率、1965～90年）では、CFAフラン圏の成長率は、0.4%

表4 CFAフラン圏諸国のGDP成長率(名目ベース:1986-91年)および名目GDP規模
(%)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
UMOA(A)	7.7	0.8	3.4	-2.1	-1.9	3.1
ベナン	1.0	-1.2	2.6	1.4	6.0	6.0
ブルキナファソ	38.2	15.0	6.1	-0.4	1.3	10.1
コートジボアール	3.5	-3.9	0.5	-6.3	-10.5	-0.9
マリ	11.1	8.1	-1.2	12.4	2.1	1.2
ニジェール	-0.6	1.0	6.8	-6.1	-0.5	7.9
セネガル	13.5	5.2	7.3	-0.3	7.4	3.5
トーゴ	8.0	1.8	9.6	4.6	3.7	5.2
BEAC(B)	-12.6	-5.6	-4.8	3.9	-0.2	-1.3
カメルーン	-2.3	-5.6	-6.9	-5.4	-4.3	-5.0
中央アフリカ	8.5	-6.0	3.7	4.0	3.6	2.6
コンゴ	-34.0	7.8	-4.6	15.8	1.3	6.1
ガボン	-27.0	-13.1	-7.5	31.4	8.3	-0.2
赤道ギニア	3.3	6.6	7.2	2.6	4.1	-1.2
チャド	-20.6	-6.2	26.3	4.6	2.2	9.5
(A)+(B)	-2.8	-2.2	2.3	0.5	-1.1	1.0

フランゾーンのGDP (10億フラン) 13,495 13,201 13,508 13,582 13,433 13,572

1985年GDP=13,883(C) 1991年GDP=13,572(D)

$[(D)/(C)-1] \times 100 = -2.2\%$

(出所) 1986-87年: Le Secrétariat du Comité Monétaire de la Zone Franc[1990], pp.41,73.

1988-91年: Le Secrétariat du Comité Monétaire de la Zone Franc[1991], pp.35,43.

と、サハラ以南アフリカ諸国平均の0.2%を僅かながらも上回っている。しかしながら、これをグローバルベースでみた低所得グループ平均の2.9%、東アジア・太平洋諸国の同5.3%と比較すると、相当見劣りすることは否めない。むしろ、これらの結果からいえるのは、1960年代の独立期以降今日に

至るまでのおよそ四半世紀の間、CFAフラン圏経済の成長率が、この間の人口増加率をかなり上回る程度の低レベルにとどまっており、同圏では、実質ベース（1人当りGNP）での経済成長がほとんどみられなかったということであろう。

CFAフラン圏の経済は、1970年代には、主力輸出商品であるコーヒー、ココア等の一次産品の国際市況の高騰に支えられて活況を呈した時期もあった。しかしながら、1980年代に入り、一転して同市況が下落したことに加え、後述するようなCFAフランの実質為替レートの上昇が同圏からの輸出を不利化させたため、経済の停滞局面に遭遇するに至った。こうした経済停滞色は、とりわけ1980年代半以降から顕著である。例えば、CFAフラン圏の事務局が公表している同圏の名目GDP成長率の推移をみると、1991年のそれは、6年前（85年）に比較して、全体として、実に2%強のマイナスとなっている（表4）。

例えば、UMOA圏で最大のコートジボアールの場合、年間名目成長率は、1987～91年の5年間のうち、1988年（0.5%）以外はすべてマイナスとなっているほか、BEAC圏の最有力国であるカメルーンの場合も、表4上の86～91年の6年間について、連続でマイナスを記録した後、92年についてもかなりのマイナス成長率となった模様である。この名目ベースでもマイナスというところに、最近のCFAフラン圏経済の不振の著しさがよく窺われる。このように、経済成長率の実績でみる限り、CFAフラン圏の相対的優位性をデータで裏づけるのは一段と困難になってきているということであろう。

2. 評価

以上みたように、CFAフラン圏経済のパフォーマンスは、サハラ以南アフリカの域外諸国との対比で、インフレ抑制という面では相対的優位性を示していることは否定しえない。反面、最近の同圏経済の不振の著しさは、以下のような問題への考慮も加わって、インフレ抑制に関する積極的評価への安

住を許さないものとなっているのみならず、CFAフラン圏の枠組のあり方自体への疑義をも域内外に生じさせるに至っている。そのひとつは、相対的に低いインフレ率に抑制しえたことを政策的にどう評価するかという点である。CFAフラン圏では、為替政策がいわば外生的に決められており、域内諸国政府の裁量外に置かれている。このため、物価安定・国際収支改善等の政策目標達成のために、政策当局は、より厳しい国内財政・金融引締政策を実施せざるをえない仕組みとなっており、このことがCFAフラン圏のインフレ率の抑制に寄与したとの評価を可能にする。ただし、こうした政策は相応のコストを伴うものであり、過度に厳しいデフレ政策の採用は、国内からの強い反発を招き、そもそもの政策目標の達成自体をも危うくしかねないケースがあることにも留意する必要がある。例えば、コートジボアールでは、1989年にIMFと取り交した短期経済改革プログラムの一環で、90年2月に、公務員給与の大幅カット（15～40%）を試みたが、関係グループの強い反発を招き失敗に終わっている。

2つめの点は、相対的に高い水準に維持された輸入と対外債務増加との関係をどう考えるかという問題である。割高な為替レートに後押しされた輸入が国内消費水準の引下げを阻んだ側面があったことが指摘されよう。ちなみに、UMOA圏の主要国であるセネガルでは、同国がIMFの改革プログラム下にあったにもかかわらず、1980～88年の間の輸入の年平均増加率は2.8%、マリのケースでは、同3.7%に達している。この間、域外国タンザニアの輸入増加率は1%以下、同じくガーナの場合は、マイナス1.4%であったのときわめて対照的である。相対的に高水準の輸入が続けられた理由のひとつとして、国内中間層以上に属する人々の海外消費財に対する高い依存度も無視しえない点である（例えば、BEAC圏の有力国カメルーンでは、国内でのフランス製ワインの消費量は年間50万本にも達したとの推計もある）。

また、対外借入も輸入支持要因として看過しえない。前掲表3は、CFAフラン圏の対外債務残高の対GNP比が、1980年の46.9%から90年の92.4%へと急上昇していることを示している。CFAフラン圏では、第1節でみたような

地域中銀（BCEAO・BEAC）の機構を通じて、メンバー諸国ごとの金融政策・財政政策がコントロールされるシステムになっているにもかかわらず、実際には、政府・域内企業等の対外借入ルートが、引締め政策のループホールとなっており、これが対外債務の増加を招いている。こうした対外借入ルートの存在が為替政策に依拠しえない国内引締め政策の実効性を薄める結果となった。ただ、逆に、こうした海外資金ルートへの調達アクセスがなかった場合には、デフレ政策の域内経済へのインパクトは、上にみた以上にさらに厳しいものになったと思われ、国内の反発もその分激化し、政府の対応策を一層困難化させたものと想定される。

第3節 CFAフラン圏の課題——CFAフランの切下げ論を中心に

1. CFAフラン切下げ論の台頭

以上の指摘からも予想されるように、CFAフラン圏が単一通貨圏として直面していた最大の課題は、CFAフランの切下げ是非の問題であった。IMF、世銀等の国際機関は、CFAフラン圏経済に対する政策処方箋のひとつとして、CFAフランの過大評価是正の必要性を強く主張していた。この問題には、(1) 経済的側面と、(2) 政治的側面とがある。大まかにいって、前者はCFAフランの実効為替レートの上昇を通じてその切下げを促進する要因に、後者は、逆にこれを押える要因に関連していた。

(1) 経済的側面

経済的側面に関していえば、まず第1に、フランスとアフリカ諸国との経済パフォーマンスの相違が指摘されよう。実際には、後者が前者よりも劣っているという現実がある。両者の経済ファンダメンタルズに大きな差（例え

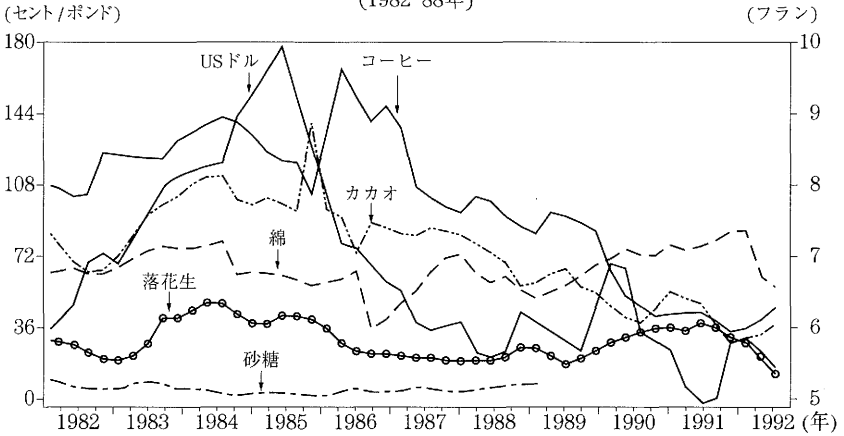
ば、生産性上昇格差)があれば、同一の為替レートを長期にわたって維持するのは、経済原則からいって困難であった。表3にも明らかのように、1965～90年の間のCFAフラン圏の経済成長率は0.4%と、フランスの2.4%を大きく下回っている。これに対し、現行のCFAフランの対フランスフランレートは、1948年以降94年1月に至るまで、実に40年以上の間、全く手をつけられてこなかった。CFAフランの切下げ思惑が台頭したゆえんである。

第2の点は、フランスフランの対域外ハードカレンシーに対する為替レート変動(図2)の影響である。すでにみたように、フランスフランは、対ドル、マルク等域外ハードカレンシーに対しては、1960～80年代前半にかけて総じて弱い通貨で推移し、この間、これら通貨に対して何度か切下げられてきている。特に1981年10月、82年6月、83年3月、の3回の切下げで、フランスフランは西独マルクに対して合計で24.7%も切下げられた。これに伴い、CFAフランも、制度上、これら域外通貨に対して同率で切下げられる結果となった。これはCFAフラン圏の輸出競争力を高める(ないし、その低下を防ぐ)効果を伴ったと考えられよう。

しかしながら、1980年代に入り、フランスがE Cの為替相場メカニズム(ERM)に参加して以降、こうしたフランスフランの下落傾向に歯止めがなくなり、逆に、フランスフランは強調地合に転ずることとなった。図2にも示されているように、1980年代中頃から、フランスフラン相場の上昇傾向(ドル相場下落)が顕著化しており、この時期が一次産品市況の反落局面とも重なったことから、CFAフラン圏の輸出競争力が大きく低下し、これが同圏の国際収支の悪化傾向に拍車をかけるかたちとなった。

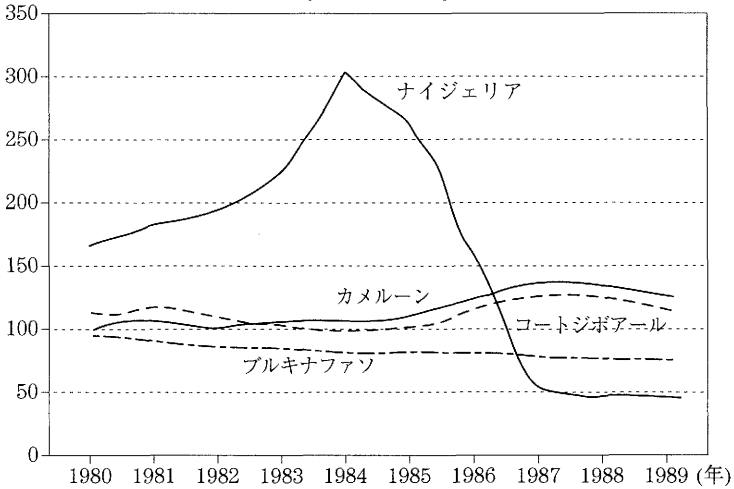
第3の点は、域外アフリカ諸国の為替政策の大きな変化による影響である。1970～80年代にかけて、CFAフラン圏諸国の輸出競争相手である近隣アフリカ諸国、とりわけ旧スターリング地域を中心とする諸国(ナイジェリア、ガーナ、シエラレオネ、ガンビア、ウガンダ、ザイル、ザンビア等)の為替相場は変動相場制に移行した。この結果、これらの国は、自国の為替レート水準決定につきフリーハンドを有するに至り、主要輸出商品である一次産品市況(石

図2 主要一次生産品価格およびUSドルの対仏フラン為替レート推移 (1982-88年)



(出所) Le Secrétariat de Comité Monétaire de la Zone Franc [1988], p.35; [1991], p.12.

図3 実質実効為替レート推移 (年平均) (1970-72=100)



(出所) Overseas Development Institute [1990], p.3.

油、コーヒー、ココア等)の下落に伴う輸出収入の大幅減少を補填する狙いも加わって、本国通貨を大幅に切下げる方向に動いた。

例えば、1986年にナイジェリア通貨のナイラは、実に60%もの大幅切下げをみている。このため、CFAフランは、結果的に、これら諸国通貨に対して大きく切上げられるかたちとなった(図3)。これは、CFAフラン圏諸国の輸出競争力を弱める一方で、域外諸国からの輸入拡大への誘因として働き、国際収支の悪化をもたらした。国際収支の悪化は、CFAフラン圏諸国の外貨準備の減少を招来した。この結果、BCEAO、BEAC等の地域中銀は、フランス国庫に有する操作勘定からの資金引出しに向かわざるをえなくなった。すでに記したように、1980年代に入って、一部主要国については、同残高の赤字状態(すなわち、フランス国庫の当座貸越)が恒常化するに至った⁽⁵⁾。

(2) 政治的側面

CFAフランの切下げ決定に至るプロセスでは、域内の政治的要因も一定の役割を果たしたことに留意する必要がある。仮に、先行き、現行為替レートの変更が、上記の経済的側面のみならず、合理的理由から必要であると判断されるに至ったとしても、これを実行に移せるか否かは、以下の諸グループの意向・行動に大きく依存していた。すなわち、一方に現行為替レート維持を支持するグループがあり、他方にその変更を支持するグループがあった。これをやや細かくみると、前者は、①輸入商品に対する消費性向の高い都市在住の上流層(公務員を含む)、②現体制維持志向の政治支配層、③アフリカ諸国の政治体制に関し、大幅な変更を嫌うフランス政府・議会筋、④アフリカに直接投資を行っているフランス企業、⑤切下げに伴うフランスフランベースの手取り収入減を惧れるアフリカ在住フランス人テクノクラート、等である。

他方、後者は、①切下げによりCFAフランベースの手取り収入増が期待しうる輸出商品生産農家、②対アフリカ直接投資を検討中の域外企業等である。これに加えて、③域外諸国との間の、ないしは域内国間の経済ファンダメンタルズの趨勢的変化に着目する世銀、IMF等の内外エコノミストの存在が

指摘できよう。域内における政治的発言力の強さという観点から両者を比較すると、前者が優勢であった。

2. 非効率的資金配分と金融機関経営の悪化

次に、多くの発展途上国に共通する点ではあるが、CFAフラン圏が抱える課題として、その組織運営面での貧困に起因するいくつかの問題が挙げられよう。とりわけ、財政資金、域内貯蓄等の非効率的配分、なかでも、公共部門の介入に起因する不良貸出の問題は深刻である。この背景には、CFAフラン圏においては、純粋な意味での民間金融機関が少なく、ほとんどが運用資金の調達について、かなりの部分を中央銀行からの借入に依存しており、資本構成面でも政府が株主の一員となっているケースが大半であることが指摘できる。つまり、程度の差こそあれ、域内のほとんどの金融機関が政府系で、しかも、これらの機関は一般預金を受入れる場合も多いため、域内の金融仲介業務に公共部門が直接関与しているかたちとなっている。

CFAフラン圏全体で、金融機関の対非政府向け貸出額の約3分の1相当が中央銀行（すなわち、BCEAOとBEAC）からの借入で賄われているといわれている。こうした状態は、特にセネガル、カメルーン、コートジボアールなどの有力国で著しく、多くの金融機関が預金を大幅に上回る貸出を行い、不足部分を上記のようなかたちでファイナンスしている。これらの国々では、このような貸付の不良資産化（総貸出額の4分の1以上との見方もある）により、経営面で壊滅的打撃を被っている事例が数多い。ちなみに、1980年代末の時点で、域内金融機関の過半が預金の払出しができない事実上の倒産状態に陥っている。

このような金融機関の経営不振の背景には、先にみたようなマクロ経済環境の悪化があることは当然であるが、これに加えて、①域内金融市場、特に組織化された金融市場の未発達とこれを映じた個別金融機関の脆弱な営業基盤、②インターバンク決済機構の機能不全、③金融機関自体の組織体制の不

備（とりわけ、ルーズな貸出審査体制と有資格適正スタッフの絶対的不足）、④金融機関業務にかかる公的チェック体制の弱体、等の諸要因が指摘できよう。

①は、マーケットベースでの効率的資金配分を困難にさせ、②は、地理的にも広大な域内の金融仲介機能の長期的な成長・発展を阻む要因となった。③と④は、前述の中央銀行借入に対する高い依存度とあいまって、域内金融機関を経済的合理性に乏しい貸出決定に導く原因となった。金融機関貸付の不良資産化は、BCEAO, BEAC等の地域中銀の不良債権の増加をも当然意味する。こうした傾向を反映してか、1987年以降、両行は、それまで続けてきたメンバー諸国政府に対する配当（80年＝180億 CFAフラン、86年＝66億 CFAフラン）を停止するに至っている。なお、地域中銀の貸出決定については、トップ人事のアフリカナイゼーション（1973年）のネガティブな影響を指摘する向きもある。

3. 「疑似切下げ状況」の示現

さて、上記の問題に関連して、CFAフラン圏が直面していた課題のひとつに、制度上、為替レート調整が長期間にわたって行われてこなかったために、域内経済が全体として一種の「疑似切下げ（pseudo-devaluation）状況」（Van de Walle [1991]）を現出していたことがあげられよう。こうした状況は、域内外でCFAフランの切下げ思惑が強まっていたこととあいまって、域内諸国政府の経済政策面での対応を一層複雑なものとしていた。すなわち、本来CFAフラン圏においては、域内共通為替政策に基づいて、域外諸国とは自由な貿易取引を行うことを原則としている。然るに、現実には、国際収支対策として、輸出に対する補助が行われる一方で、輸入に対しても高率の関税（例えば、ベナンではIMFのアドバイスもあって、輸入関税を100%に引上げた）が課せられるに至っていた。そのうえ、こうした対応策の実効性にも問題があった。例えば、このベナンの輸入関税については、事実上、総輸入の9割方が関税賦課を逃れていたと伝えられている。

「疑似切下げ状況」は、海外資本の動きにも出ていた。CFAフラン圏からの資本逃避の動きについては、すでに、第1節で若干触れたが、これは自国通貨の切下げ懸念が高まるなかでは当然予想される事態であったといえよう。CFAフラン圏からの外国資本の引揚げは、1988年、89年と各々4500億CFAフラン、3000億CFAフランの規模に膨らんだとの推計もある。同じ文脈で、フランスの対アフリカ投資も急減（1980年代初=年平均約10億ドル→80年代後半=同5000万ドル）をみている。こうしたフランス資本を中心とする外資の動きは、先にみた1980年代後半以降の域内経済不振の強まりをもたらしたひとつの要因ともなったわけである。CFAフラン圏としては、対フランスフラン固定為替レート変更是非の問題に何らかのかたちでの回答を与えないかぎり、このような外資の逃げ腰の姿勢に変化を期待することは困難になってきていたといえよう。こうした「疑似切下げ状況」は、市場の経済原則がCFAフラン圏に対して、メンバー諸国経済のファンダメンタルズの相対的変化の趨勢に照らして為替レートの変更を迫っている証でもあった。

第4節 CFAフラン圏、創設後初の平価調整へ

1. CFAフラン圏の政策オプション

上にみてきたように、CFAフラン圏が直面していた最大の課題はCFAフランの切下げの問題であった。これに対する回答の出し方が、そのままCFAフラン圏の将来を決めるといってよい。この場合、CFAフラン圏が理論的に選択できる道は以下のいずれかであった。すなわち、(A)CFAフラン圏の解体、(B)CFAフランの切下げ、(C)ペッグ通貨の変更、の3つのオプションであった。

(A)に関しては、①フランス政府とCFAフラン圏諸国政府のスタンス、②域内諸国政府の政策運営経験の不足、の2つの問題があった。①のうちの、

CFAフラン圏諸国政府のスタンスに関しては、すでにその現状維持志向の強さについて記した。他方、フランス政府に関しては、公式ベースでは、CFAフラン圏解体の可能性を示唆するような姿勢は全くうかがわせていなかった。その理由としては、(a)フランスの経済的な既得権益の擁護、(b)国際社会・政治上の発言力の確保、(c)メンバー諸国政府に対する政治的配慮等が指摘されている。しかしながら、論者のなかには以下のような事情をあげて、フランスのCFAフラン圏に対する姿勢は従来に比べ相当後退してきており、その維持・継続には従来ほど強くこだわってはいないのではないかとみる向き(Medhora[1992])もあったため、CFAフラン圏の存続の可能性如何の問題とも絡めてフランスの出方が注目されていた。

- i) CFAフラン圏諸国経済の規模が、13カ国全体で香港あるいはイスラエル1カ国にも遠く及ばない程度のサイズであること(世銀調べで、1990年の13カ国のGNP合計は459億USドル、これに対し、香港、イスラエルは、それぞれ、596億USドル、532億USドル)
- ii) フランス経済に対する相対的ウェイトも趨勢的な低下をみていること(13カ国のGNP合計の対フランスGNP比は、1965年5%→90年3.9%)
- iii) フランスの総外貨準備に占めるCFAフラン圏の外貨プール分のシェアは最大でも5%以下にとどまっていたこと

また、②の域内諸国政府の政策運営経験の不足の問題については、政策運営に携わるマンパワーの絶対的な不足状況とあいまって、CFAフラン圏諸国政府を現行体制解体の方向に動かしえない事情として指摘する向きが多い。換言すれば、フランゾーンの通貨体制を解体しても、これに代わって、メンバー諸国が独自に通貨管理を行う体制を備えるに至っていないとの見方である。CFAフラン圏を旧スターリング地域諸国のパフォーマンスと比較してみると、後者の場合は、個々の政府により多くの金融政策経験を積ませる効果を伴ったとみられるのに対し、前者の場合は、物価の安定という視点からは、より適切な政策運営を可能にしたものの、個々の国々の金融制度の内生的発展という視点からは、システムの運営をフランス政府にリーダーシップを委

ねるかたちをとっていたため、これを促進する方向にはあまり作用しなかったといえよう (Medhora[1992], p. 172)。

次に、(B)については、(C)のペッグ通貨の変更の方法如何の問題とも絡んで、以下の諸点を検討する必要があった。その第1は、切下げ率自体をどのくらいにすべきかという点、第2は、切下げを各国一律に行うべきか否かという点、第3は、どの通貨に対して切下げるといふ点、第4は、ペッグ通貨切替えの際の過渡的問題の処理方法如何である。さらに、第5として、切下げ回数を選択にかかる問題点があげられていた。すなわち、仮に切下げを断行するとしても、それは再度の切下げ思惑を相当期間にわたって招かないようなかたち—すなわち、1回限りの切下げ—にしないと、切下げを行っても、再び投機筋の介入による無用の混乱を招きかねない恐れがあったということである。

これらのうち、特に切下げ率自体の決定については、域内統計データの不備なども手伝って至難の問題とみられていた。また、各国ごとに異なる切下げ率を選択する場合には、フランゾーンとしては統一通貨を擁するメリット (例えば、取引コストの節約) の喪失を意味するのみならず、実質的にはその解体につながる可能性をも包含していた。上記のほか、(C)に関連し、仮にペッグ通貨をフランスフランから ECU に切替えることとした場合、フランス以外の EU 諸国の意向も問題となると考えられていた。ただし、この点に関しては、フランス金融筋のなかには以下の諸点を指摘して、この問題の処理についてフランス政府に実質的にその解決方法が委ねられることになるのではないかとみる向きが多かった。

①フランスが CFA フランの交換性維持のために強いられている CFA フラン圏向けの支援額が、1990年時点でフランス国内総貸出額の1.17%程度の規模に留まっていたこと

②このフランス国内総貸出額の EC 域内総貸出額に占める比率 (24%) をも考慮すると、上記支援額の EC 域内総貸出額に占める比率は、さらに0.28%程度にまで下がること

③EU サイドとしても、その金融統合の具体的な進め方の問題を中心に、いわばインハウスで検討を迫られている事項が山積しており、域外国との関係について検討を加える余裕に乏しかったこと

以上、要するに、CFAフラン圏としては、これまでの経済ファundamentalズの展開に照らして、CFAフランの対フランスフラン固定相場制の枠組に何らかのかたちでの修正を迫られていたことは否定できなかった。体制改革を迫る勢いは日々強まっていただけに、フランス政府の決断・イニシアチブが決定的に重要であった。この決断が先延ばしされればされるほど、前記のCFAフラン圏経済の「疑似切下げ状況」の深化を招く結果となり、先行き、さらに大掛かりな手直し・改革を実施せざるをえなくなる状況に置かれていたわけである。1993年8月から、CFAフランのフランスフランへの交換に制限が加えられたことについてはすでに触れたが、上記のコンテキストでみると、こうした制限措置は「疑似切下げ状況」深化の証であった。

2. CFAフランの平価調整とフランゾーンの将来

フランゾーン諸国13カ国は、1994年1月10～11日にセネガルのダカールで開かれた会議において、CFAフランの対フランスフランレートを、これまでの1フランスフラン=50CFAフランから、1フランスフラン=100CFAフランへ切下げること急遽合意(1月12日実施)をみた。これは、IMF方式で50%の切下げ率に相当する。この切下げ率については、巷間30%前後のオーダーで云々されていたことからすると、相当大胆に市場の思惑に反応したかたちである。為替投機的な思惑を断ち切る決意と、国際援助機関からの援助資金受入れ体制整備への思惑が交錯して採られたものといえよう。1994年2月の時点では、切下げ決定間もないこともあり、議論の詳細等不透明な部分が多いが、CFAフラン圏の将来を展望するうえで、とりあえず以下の諸点に注目しておきたい。

(1)各国一律の切下げ率が採用されたことは、フランゾーンのフレームワー

クの重要な柱である域内共通通貨体制は維持されたことを意味しよう。しかしながら、すでにみたように域内各国の経済ファンダメンタルズ相互間の乖離も大きいだけに、新レートがメンバー諸国に与える経済的インパクト（特に国際収支面に）は一様ではありえず、これはいずれ操作勘定へのアクセス頻度・利用度合いの差というかたちで問題となつてこよう。

(2) 今回の切下げが CFA フラン圏の輸出拡大にどの程度プラスに作用するかという点も注目される。切下げにより輸出利益がスムーズに生産者に均霑し、生産拡大のインセンティブとして働くことが期待されるが、政府の買付機構（いわゆるマーケティングボード）の存在がその障害として働く恐れがある。CFA フラン圏諸国としては、公共部門、とりわけ輸出商品生産農家と海外最終需要者の間を仲介する政府買付機構の組織改善（廃止を含めて）、その機能の一層の効率化を推し進めうるか否かが輸出拡大の成否を決めるひとつの大きな鍵となつてこよう。

(3) フランス政府が切下げ決定に際し、CFA フランのフランスフランに対する交換性保証を無制限に行うことを約束したか否かという点（具体的には、操作勘定の運用規定の詳細如何）も関心のもたれるところである。交換性保証に何らかのかたちでの制限が設けられている場合には、本措置による為替投機的な動きに対する鎮静効果は、その分期待し難く、再び資本逃避の動きが強まる事態も考えられよう。

(4) フランゾーン諸国に対する多国間ないし 2 国間ベースの援助に対するプラスのインパクト、およびフランゾーン諸国に対する直接投資への誘因効果も注目される。フランゾーン諸国の中長期的経済発展を考える視点からは後者の点にプラスの効果が出てくるのが強く求められるといえよう。

最後に、CFA フラン圏体制の将来を展望する意味で最近注目される動きとして、フランス政府の協力のもと、域内の財政・金融政策運営、各種法制度の運用等の一体化・整合化を図る試みがあることを付け加えておきたい。具体的には、CFA フラン圏の蔵相レベル会議（1992年9月）で、BEAC 圏と UMOA 圏間の法規制等の整合化を図るための協議会（Conseil de convergence

dans la zone franc) の設置について合意をみたことがあげられる。こうした努力は、先進国企業の対域内直接投資促進のための環境整備をひとつの狙いとしている。また、現在、関税同盟 (UDEAC) を軸として形成されている BEAC 圏を再構築して、「中央アフリカ経済・金融共同体」(CEMAC: Communauté économique et monétaire en Afrique centrale)⁽⁶⁾ を創設する試みも注目されよう。

いずれの試みも、内外での経済の国際化が進展しつつあるとの認識のもと、CFAフラン圏の実質的な市場統合の度合をさらに高めることを狙いとしているものと考えられる。こうした試みの詳細について、あるいは、これが先行きどのようなかたちで実を結んでいくのかという点については、不確かな部分も多いが、フランスのイニシアティブも加わって進められているだけに、今後の CFAフラン圏体制の行方を展望するうえでは、CFAフランの切下げ問題の処理方法とも絡んで、その帰趨が注目されるところである。

おわりに

以上、CFAフラン切下げの問題を中心に、CFAフラン圏の現状とその課題について論じてきた。40数年ぶりに実行された平価調整の評価を行うためには、今しばらくの期間を置く必要があるが、この政策選択が途上国の経済運営に対し示唆している点は、同一の通貨圏に属する諸国の経済のファンダメンタルズが相互に異なる場合に、これと大きく乖離したレベルで共通の固定為替レートを長期にわたって維持することは困難であるのみならず、資源の非効率的配分を招来する可能性が強いということであろう。CFAフラン圏諸国の場合は、多くの政治的・経済的事項がその弾力的調整を阻んできたと考えられる。

〔注〕

- (1) フランス政府と西アフリカ諸国中央銀行との間で結ばれている「操作勘定に関する取極め」(une Convention de compte d'opération, 1973年12月4日)の第7条により、借入金利は以下のとおり定められている。借入金額500万フランまでは1%, 同500~1000万フランまでは2%, 同1000万フラン以上はフランス銀行の介入レート(短期政府証券)。
- (2) 本措置は、フランス政府の意向で実質的にはとられたものであるが、手続き上はフランゾーンの地域中銀2行(BCEAOとBEAC)が、「アフリカ大陸の領域外に持ち出されたCFAフランにかかる両行の買取り措置の適用中止(la suspension des rachats des billets CFA exportés, 1993年8月2日以降)」をフランスに通告するかたちになっている。
- (3) 中央アフリカ関税・経済同盟(UDEAC: Les Etats-membres de l'Union douanière et économique de l'Afrique centrale, 1964年発足)
- (4) 「チャド共和国, カメルーン共和国, 中央アフリカ共和国, コンゴ人民共和国およびガボン共和国間の通貨協力協定」, 「中部アフリカ諸国銀行加盟各国とフランス共和国との間の通貨協力協定」
- (5) 操作勘定残高に関する公表データはないが、一部の推計では、同残高のマイナスは1986年末で1500万米ドル程度となった後、88年末の段階で10億米ドル弱まで拡大、さらに89~90年にかけて赤字幅を拡大したとみられている。これをUMOA圏とBEAC圏に分けてみると、前者の操作勘定は1979年以降赤字に転じたのに対し、後者のそれは89年以降赤字に転じているようである。これは、1980年代初めにBEAC圏諸国(例えば、カメルーン, ガボン)で石油が発掘され、これがこれら諸国の国際収支改善に寄与したためとみられている。したがって、1980年代を通じて、BEAC圏の黒字はUMOA圏の赤字を埋めるかたちとなっていたようである。
- (6) BEAC圏6カ国の関係は、①関税同盟(UDEAC)を軸とする協力体制、②BEACを軸とする通貨協力体制、の2本柱で支えられているが、CEMACプロジェクトは、両者の関係をさらに発展・再構成させて、6カ国をメンバーとする経済金融共同体を創設する試みである。すなわち、前者を受け継ぐ中央アフリカ経済同盟(UEAC)と、後者を受け継ぐ中央アフリカ通貨同盟(UMAC)を創設し、両者をCEMACの下部機構として位置づける考えのようである。この場合、CEMACの最高意思決定は、各国元首をメンバーとする会議に委ねられることになるほか、後者においては、BEACが中枢的機能を果たすことが想定されている(Ministère de la Coopération et du Développement[1993])。

〔参考文献〕

- BCEAO, "Union monétaire ouest africaine 1962-1992: 30 ans de coopération monétaire."
No Detail.
- Gérardin, Hubert [1989], *La zone franc, tome 1 histoire et institutions*. Paris: L'Harmattan.
- Medhora, Rohinton [1992], "The West African Monetary Union: Institutional Arrangements and the Link with France," *Canadian Journal of Development Studies*. Vol. 13, No. 2.
- Ministère de la Coopération et du Développement [1993], "Macroéconomie finances No. 2: les notes de la coopération française." Paris, novembre.
- Overseas Development Institute [1990], "Crises in the Franc Zone." Briefing Paper, London, July.
- Le Secrétariat du Comité Monétaire de la Zone Franc, *La zone franc : rapport*. Paris, various issues.
- Van de Walle, Nicolas [1991], "The Decline of the Franc Zone: Monetary Politics in Francophone Africa," *African Affairs*. Vol. 90.
- World Bank [1993], *World Development Report, 1992*. Washington, D.C.